

大学等へ令和9年度に進学予定で予約採用に申し込まれた方を対象としたQ & Aです。

1. 多子世帯支援について

Q1-1 「多子世帯に属している」とは何か。

A1-1 給付奨学金案内P8に記載のとおり、「多子世帯に属している」とは、以下のア・イのうちいずれか小さい方の数が3以上である場合であって、あなたが生計維持者に扶養されている場合をいいます。

ア) あなたが奨学金申込時に申告した世帯情報にて、あなたの生計維持者の子にあたる者（あなた自身を含む）の数

イ) あなたの生計維持者全員の市町村民税情報における、扶養親族の数の合計

※アはスカラネットでの申込時に入力した2025年12月31日時点での生計維持者の扶養親族のうち、「生計維持者の子」「扶養している生計維持者よりも年下の人」の人数、イは生計維持者が年末調整等で申告した扶養親族の人数です。

なお、生計維持者のいずれかが2026年1月1日時点で海外居住だった場合は確認方法が異なります。確認方法は機構ホームページをご確認ください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/yoyaku/mynumber/kai/gaikyoju.html>

Q1-2 我が家は多子世帯であるのに給付奨学金の選考結果が「不採用」で選考結果の内訳の「収入に関する基準」が「×」となっていたが、なぜか。

A1-2 申込者が「多子世帯」と判定された場合は収入等（支給額算定基準額）によらず支援の対象となることとなるため、他に資産や学業等の基準を満たしていれば採用されることになります。しかしながら、「多子世帯」と判定されなかった場合には、多子世帯に属さない人として収入基準の判定が行われますので、収入基準を理由に「不採用」になり得ます。このため、ご質問の状況は、そもそも「多子世帯」と判定されなかったことが想定されます。

「多子世帯」と判定されなかった理由は、次のいずれかです。

- (1) 住民税情報で生計維持者の扶養親族が3人以上と確認できなかった
- (2) 住民税情報で申込者本人が生計維持者に扶養されていなかった

(3) 申込時にスカラネットで生計維持者の扶養する子どもの申告が2人以下であった、又はスカラネットの扶養親族の欄から申込者本人を削除してしまった

(1) については、生計維持者全員のマイナポータルの「わたしの情報」で取得できる税・所得情報や課税証明書で2026年度の扶養親族数を確認してください。

(2026年度の税情報の扶養親族は、2025年12月31日時点のものです)(※住民税情報から取得する扶養親族の数は、扶養親族(「特定」・「一般(その他)」)と、16歳未満扶養親族の数の合計を確認しています)

(2) については、申込者本人のマイナポータルの「わたしの情報」で取得できる税・所得情報や課税証明書で2026年度の情報を確認し、申込者本人の本人該当区分が扶養控除対象になっているか又は本人の合計所得金額が48万円以下になっているかを確認してください。

※ いずれも年度にご注意ください。税情報は毎年6月中旬ごろに更新されます。令和8年度に大学等に進学予定の予約採用の審査に用いた年度は、2026年度のものとなります。また、年度が正しければ、給与所得者は住民税(「市民税・都民税」「町民税・県民税」のような表記)特別徴収税額決定通知書でも確認することができます。

(3) についてはスカラネットに再ログインし、「申込内容の確認」ボタンから「⑥あなたの家族情報」「生計維持者が扶養する親族」の入力内容を確認してください。入力した子どもの申告が3人以上で、かつ、本人が扶養親族に入っていないければ多子世帯とはなりません。

Q1-3 採用候補者決定通知に、給付奨学金の支援区分の表示がなく、「多子世帯」と記載されていた。これはどのような支援が受けられるのか。

A1-3 収入基準の審査において、給付奨学金の第Ⅰ区分～第Ⅳ区分のいずれの基準にも該当しなかったが、「多子世帯」であることが確認でき、かつ資産基準が授業料等減免の基準(3億円未満)を満たしていた場合に「多子世帯」区分として採用候補者に決定しています。この場合、給付奨学金の支給額は0円となりますが、授業料等減免は第Ⅰ区分と同等の支援が受けられます。

Q1-4 多子世帯で採用候補者決定通知に、「授業料等減免のみの支援」と記載されていた。給付奨学金には採用されていますか。

A1-4 審査の結果、以下(1)～(2)いずれかに該当した場合は、給付奨学金の採用候補者として採用され、授業料等減免の支援を受けることができますが、給付奨学

金の支給額は0円になります。なお、給付奨学金の支給額が0円の場合でも、授業料等減免の支援を受けるためには進学後に給付奨学生としての手続き等が必要です。

- (1) 多子世帯に属しており、収入基準の審査をした結果、第Ⅰ区分～第Ⅳ区分のいずれかの支援区分に該当するが、あなたと生計維持者の資産額の合計が5,000万円以上3億円未満の場合

※給付奨学金の資産基準(5,000万円未満)を満たしていないため、給付奨学金の支給額は0円となります。

授業料等減免は、多子世帯に属している場合に限り資産基準が3億円未満に緩和されますので、授業料等減免は第Ⅰ区分と同等の支援を受けることができます。

- (2) 多子世帯に属しているが、収入基準の審査をした結果、第Ⅰ区分～第Ⅳ区分のいずれの支援区分にも該当しなかった場合

※収入基準が第Ⅰ区分～第Ⅳ区分のいずれにも該当しなかったため、給付奨学金の支給額は0円となります。

授業料等減免は、「多子世帯に属している」こと、かつ資産基準を満たしていることが確認できたため、第Ⅰ区分と同等の支援を受けることができます。

Q1-5 我が家は2026年1月1日以降に子供が生まれ、多子世帯となったのに給付奨学金の選考結果が多子世帯となっていなかった(または不採用だった)のはなぜか。

A1-5 給付奨学金における家計基準による判定は2026年度の税情報、すなわち2025年12月31日時点の情報に基づいて行われます。そのため、2026年1月1日以降に新たに生まれた子等は多子世帯の判定に反映されておりません。

生計維持者に2026年1月1日以降に生まれた子等がいる場合は、

- 給付奨学金の採用候補者となったが多子世帯であると判定されなかった人は進学後に進学先で進学届を提出する際に
- 給付奨学金の採用候補者とならなかった人は進学後に進学先で在学採用に申し込む際に

「新たに生まれた子」の数を申告することで、一定の条件に基づき、多子世帯の判定のための「子ども」の数に加えることができます。詳細は機構ホームページをご確認ください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/kakei/r7tashikakudai/arataniumaretako.html>

2. 支援区分「第Ⅳ区分」について

Q2-1 採用候補者決定通知に、「第Ⅳ区分」と記載されていた。これはどのような支援が受けられる区分なのか。

A2-1 令和6年度から、多子世帯や私立理工農系の学科等へ通う中間層の世帯の学生への支援拡大のために設けられた給付奨学金の区分です。支給額算定基準額が51,300円以上154,500円未満の方（モデル世帯で年収約380万円～600万円程度の方）がこの区分に該当します。

家計基準の審査において支給額算定基準額がこの区分に該当した方のうち、申込者本人が、多子世帯に属している（申込者の生計維持者が、申込者を含む3人以上の子供を扶養している）場合は、「第Ⅳ区分（多子世帯）」と記載されています。給付奨学金は第Ⅰ区分の4分の1、授業料等減免は第Ⅰ区分と同等の支援を受けることができます。

また、この区分に該当した方のうち、申込者本人が、多子世帯に属していない場合は、「第Ⅳ区分私立理工農」と記載されています。この場合、支援の対象となる理工農系の学科であると国・地方公共団体から確認を受けた学科等に進学した際に支援を受けることができます。支援の内容は、給付奨学金の支給額は0円となりますが、進学後に進学先の学校で授業料等減免の手続きをすることにより、大学及び高等専門学校は第Ⅰ区分の3分の1の、短期大学と専門学校は第Ⅰ区分の4分の1の授業料及び入学金の減免を受けることができます。なお、対象となる理工農系の学科等は、文部科学省のホームページにてご確認ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/1421838_00004.htm

Q2-2 採用候補者決定通知に、「第Ⅳ区分私立理工農」と記載されていた。私立理工農の分野に進学すれば必ず支援を受けることができるのか。

A2-2 「第Ⅳ区分私立理工農」の記載があった場合、支援の対象となる理工農系の学科であると国・地方公共団体から確認を受けた学科等に進学した際に支援を受けることができます。支援の内容は、給付奨学金の支給額は0円となりますが、進学後に進学先の学校で授業料等減免を手続きすることにより、大学及び高等専門学校は第Ⅰ区分の3分の1の、短期大学と専門学校は第Ⅰ区分の4分の1の授業料及び入学金の減免を受けることができます。なお、対象となる理工農系の学科等は、文部科学省のホームページにてご確認ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/1421838_00004.htm

Q2-3 採用候補者決定通知に、「第Ⅳ区分私立理工農」と記載されていた。私立にも理工農系にも進学する予定はないが、どうすればよいか。

A2-3 採用候補者決定通知においては、大学等予約採用における給付奨学金の収入基準の判定結果が第Ⅳ区分に相当する方のうち、申込者本人が、多子世帯に属していない場合は一律に「第Ⅳ区分私立理工農」と記載します。該当の方が本制度の対象となる理工農系の学科であると国・地方公共団体から確認を受けた学科等に進学した場合に支援を受けることができますが、それらの学科等に進学しなかった場合には、支援を受けることができません。なお、これは私立・理工農系の学科等に進学しなければその後も全く支援を受けられないということを意味するわけではなく、他の学科等に進学後、在学採用で給付奨学金を申込み、他の支援区分の要件を満たしていれば、給付奨学生として採用されることはあり得ます。

3. 選考結果が「不採用」となった、または採用されたが想定と異なる支援区分となった理由

Q3-1 給付奨学金の選考結果が「不採用」で選考結果の内訳の「収入に関する基準」が「×」となっていた（または、「○」となっていたが事前の想定とは異なる支援区分だった）が、我が家は低所得世帯であるため採用される（よりよい支援区分になる）はずだ。

A3-1 給付奨学金における収入基準による判定は、税制に準拠した計算に基づいて行われます。このため、家族構成や生計維持者が扶養している家族の人数なども影響します。収入・所得が少ない世帯の方が必ず支援の対象になるわけではなく、逆に多い世帯の方が支援の対象にならないわけではありません。

具体的な確認を希望される場合は、[「支給額算定基準額及び貸与額算定基準額の計算手順（確認シート）」](#)を参照してください。[「支給額算定基準額・貸与額算定基準額判定ツール」](#)に入力していただければ、自動計算が可能です。

Q3-2 給付奨学金の選考結果が「不採用」となっていた（または「○」となっていたが事前の想定とは異なる支援区分だった）が、最近収入が減ったので採用される（よりよい支援区分になる）はずだ。

A3-2 大学等予約採用における給付奨学金の収入基準の判定は、判定を行った年度の住民税の情報をもとに行なわれますが、住民税の情報は前年の収入等に基づいています。例えば、令和8年度に大学等に進学予定の方の選考結果の判定には2026年度の住民税の情報が用いられますが、これは2025年1月～12月の収入等に基づいています。このため、申し込んだ2026年1月以降に収入が減ったとしても、審査結果には反映されません。

なお、2026年1月～12月に減った収入は、2027年度秋に実施する在学採用（または適格認定）から反映されます。

また、予期できない事由（生計維持者の死亡、病気、失職、被災等）により家計が急変し、急変後の収入状況が住民税の情報に反映される前に支援の必要がある場合は、進学後に給付奨学金（家計急変採用）に申し込むことができます。

詳細は、機構ホームページをご確認いただき、家計急変の事由に該当する場合は、進学先の奨学金窓口にご相談ください。

【家計急変採用について】

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/kakei_kyuhen/index.html

Q3-3 給付奨学金の選考結果が「不採用」で選考結果の内訳の「収入に関する基準」が「×」となっていた（または「○」となっていたが事前の想定とは異なる支援区分だった）が、納得できないためもう一度審査してもらいたい。

A3-3 原則として、「家計に関する基準」の選考結果について再審査は行いません。

ただしQ6-1に記載されているとおり、判定された年度の所得税・住民税の情報を修正申告した等、住民税が修正される税の更正があった場合は、税の更正に関する申告書を提出することができます。申告に基づき、機構において住民税情報に変更があることが確認できた場合、選考結果または支援区分の再判定を行います。「家計に関する基準」の選考内容を確認したいということであれば、[「支給額算定基準額及び貸与額算定基準額の計算手順（確認シート）」](#)に記載の手順により確認できますので、お試しください。[「支給額算定基準額・貸与額算定基準額判定ツール」](#)に入力していただければ自動計算が可能です。

※税の更正に伴う申告書が提出された場合であっても、先に判定した結果にすでに反映されている場合は、再判定はおこなわれません。

Q3-4 「支給額算定基準額及び貸与額算定基準額の計算手順（確認シート）」により計算するための情報はどこを見ればいいのか。

A3-4 給付奨学金における家計基準の計算には、住民税の情報が必要です。市区町村発行の課税証明書を参照してください。また、機構ホームページにて[「課税証明書の見方」](#)をご案内しておりますので併せてご確認ください。

課税証明書に必要な情報が記載されていない場合は、市区町村役場にお問合せいただくか、マイナポータルを利用できる環境にある方は、マイナポータルの「わたしの情報」により確認してください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/yoyaku/hantei.html>

Q3-5 自分で計算するのは面倒だ。実際に計算した過程と結果を教えてください。

A3-5 計算は電子計算機により行っており、計算の結果は、今回選考結果として通知したとおりです。[「支給額算定基準額及び貸与額算定基準額の計算手順（確認シート）」](#)には電子計算機により行った計算手順を記載していますので、ご自身で確認いただくようお願いします。[「支給額算定基準額・貸与額算定基準額判定ツール」](#)に入力していただければ自動計算が可能です。

なお、同ツールはExcelファイルとなっており、「入力シート」とは別に「入力例」シートがございますので、参考にしてください。

4.「進学資金シミュレーター」との相違

Q4-1 機構ホームページに掲載している「進学資金シミュレーター（給付・貸与シミュレーション）」では支援対象だったのに、今回、選考結果の内訳の「収入に関する基準」が「×」で「不採用」だった（または、今回対象になった区分がシミュレーションと異なっていた）。

A4-1 シミュレーターに注意事項として記載しているとおり、「給付・貸与シミュレーション」は入力された情報を基に試算した結果です。一方、実際の審査は、マイナンバーを利用して取得した課税標準額等の情報に基づいて行います。

双方で異なる結果が生じ得ることについてご理解ください。

【シミュレーションの結果と実際の判定結果が異なる例】

- 入力した1年間の収入と実際の判定に使用した1年間の収入の年次が相違する場合
- 生計維持者の給与収入や公的高齢年金の欄に、実際の年間の額面の収入金額（例えば、源泉徴収票における「支払金額」欄の額）ではなく最終的に支給された金額（いわゆる手取り金額）を入力している場合や、見込み金額を入力している場合
- 入力した生計維持者の扶養親族の人数と実際の住民税で控除が適用されている扶養親族の人数とに相違がみられる場合。なお、扶養親族の年齢については判定する時点が指定されています。入力する時点の年齢ではありません。
- 生計維持者だけでなく、申込者本人にも、課税される程度の収入（所得）がある場合
- 資産が基準を超えている場合

＜参考＞機構ホームページ掲載の給付・貸与シミュレーション注意事項（抄）

・免責事項

(2) 本シミュレーションで示される各奨学金の判定結果は、入力された情報等を基に試算したものです。シミュレーション結果と実際の申込結果の差異について、当機構は一切の責任を負いません。

(3) 本シミュレーションにおける計算式・手順については、実際に当機構で審査を行う際の計算式・手順と概ね同一のものを使用していますが、一部異なることがあります。本シミュレーション（特に、「給付・貸与シミュレーション（生徒・学生の方向け）」）では、入力された情報に加えて、一部の情報を機械的に補っていることがあります。

なお、実際に当機構で審査を行う際には、申込者が入力する収入等によって判定を行うのではなく、原則として、申込者及びその生計維持者から提出されたマイナンバーを用いて所得等の情報を確認します。また、実際の審査では申込者自身の所得についても審査対象となります。

Q4-2 課税証明書をもとに進学資金シミュレーターに入力したが、その結果と今回の審査結果が異なる。

A4-2 進学資金シミュレーターによる支援区分の表示はあくまで試算によるものです。進学資金シミュレーターでは、利便性の観点から、審査に必要な情報のうち主な情報のみ入力いただき、一部の情報は平均値を用いるなど機械的に補っている部分があるため、実際の審査と異なる結果となる場合があります。

Q4-3 実際の審査結果と差異がある進学資金シミュレーターを公開する理由は何か。

A4-3 支援区分の算定のためには、「合計所得金額」「総所得金額等」「課税標準額」といった地方税の情報を用いますが、これらの概念は一般的とはいいがたいものです。一方で、事前に給付奨学金の対象になるかどうかの目安を確認できることは、給付奨学金を希望する学生・生徒及びその保護者にとって有益であると考えています。このため、機構では、わかりやすく情報を発信することを目的に、簡易な情報をもとにシミュレーションをすることができるツールとして進学資金シミュレーターを公開しています。

Q4-4 我が家は公表されている基準（年収270万円など）を満たしているにもかかわらず（第Ⅰ区分で）採用されなかった。

A4-4 機構ホームページ、申込みのてびきやその他の媒体で公表されている収入の基準は、あくまで目安です。その収入金額未滿であっても、家族構成が例示と異なっている場合や、給与収入の他に事業などの所得がある場合等、必ず採用されるわけではなく、最終的には機構が税制に準拠した計算によって判定しています。

5. 市町村民税所得割額が0円等の人

Q5-1 我が家は生活保護を受給しているにもかかわらず(第Ⅰ区分で)採用されなかった。

A5-1 生活保護を受給していることは、直接採用の条件になっているわけではありません(※)。なお、生活保護法による各種扶助のうち「生活扶助」を基準年の1月1日時点で受給している場合には、受給している方の支給額算定基準額を0円として計算します。

※ 生活保護費のうち「生活扶助」以外の扶助を受けている場合も住民税所得割額が減額されることがありますが、給付奨学金の審査には住民税所得割額を直接使用しません。

Q5-2 住民税が課税されていない(市町村民税所得割が0円)にもかかわらず(第Ⅰ区分で)採用されなかった。

A5-2 市町村民税所得割が0円であっても、0円となった原因が税額控除(ふるさと納税による寄附金控除、住宅ローン減税による住宅借入金等特別税額控除等)、減免(災害等を原因とし、市町村の条例によって行われる市町村民税の減免)、肉用牛所得の特例といった制度によるものである場合、(第Ⅰ区分での)給付奨学金の対象とならないことがあります。

なお、給付奨学金の審査には住民税所得割額を直接使用しません。

6. 税の更正

Q6-1 申し込んだ後に判定された年度分の所得税・住民税の情報を修正申告(収入・所得の下方修正や控除の追加等)したが考慮してもらえないのか。

A6-1 2026年度実施の予約採用に申し込んだ方で不採用だった方のうち、令和8年度住民税情報に変更がある人は、2027年度大学等へ進学後、改めて春の在学採用にお申込みください。(スカラネットに入力した内容に誤りがある場合も、改めて2027年度春の在学採用に申し込みください。)

2026年度実施の予約採用候補者の方で、令和8年度住民税情報に変更がある人は、2027年度大学等に進学後、進学届を提出後に、本申告をしてください。

詳細は以下の機構ホームページをご確認ください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/kakei/saihantei/index.html>

7. 不服審査請求

Q7-1 給付奨学金の選考結果が「不採用」で「家計に関する基準」が「×」となっていたが、納得できないため不服審査請求をしたい。

A7-1 今回の選考結果が「不採用」となっており不服があるときは審査請求が可能です。ただし、審査請求いただいた場合、裁決の通知までの期間は4か月程度が目安となります。

「家計に関する基準」の選考内容を確認したい場合は、[「支給額算定基準額及び貸与額算定基準額の計算手順（確認シート）」](#)に記載の手順により確認できますので、お試しください。[「支給額算定基準額・貸与額算定基準額判定ツール」](#)に入力していただければ自動計算が可能です。

それでも納得いただけない場合は、[奨学金相談センター（0570-666-301、平日9時～20時）](#)にご照会いただくようお願いします。納得いただけない理由等をお聞きしたうえで、不服審査請求などのご案内をさせていただきます。

Q7-2 給付奨学生採用候補者に決定したものの選考結果の支援区分に納得できないため不服審査請求をしたい。

A7-2 進学後、進学届を提出し、正式に給付奨学生として採用決定した後に審査請求することができます。なお、審査請求いただいた場合、裁決の通知までの期間は4か月程度が目安となります。

8. その他

Q8-1 申し込んだ際に入力に誤り（生活保護の受給申告誤り、生計維持者の登録誤りなど）があったが、今から判定をやり直してもらえないのか。

A8-1 入力に誤りについては、再判定することはできません。大学等に進学した後、改めて春や秋に実施する在学採用にお申込みください。

Q8-2 生計維持者が海外居住のため、マイナンバーではなく紙で提出した所得に関する証明書により審査されたが、自分で計算した結果と異なる。機構の計算が誤っているのではないのか。

A8-2 海外居住者の所得の場合、扶養親族の証明書等の提出が無い場合に、それらの控除は無いものとして審査されるため、計算結果が異なることがあります。

Q8-3 申込者本人の収入（所得）も判定に影響するのか。

A8-3 申込者本人の収入（所得）も、支援区分の判定に影響します。具体的には、2025年1月～12月の収入等が、未成年の場合は約200万円（成年の場合は約100万円）を超えると2026年度の住民税が課税される場合があります。その場合には、本人の支給額算定基準額が判定に関係します。

Q8-4 申込者本人は就労して世帯の生計を支えており、2026年度の住民税が課税されているが、進学にあたり退職することになっている。このような者への措置はないのか。

A8-4 申込者本人が申込時点で世帯の生計を支えるために就労（2025年1月～12月の収入等が、未成年の場合は約200万円（成年の場合は約100万円）を超える場合）により給与所得を得ていて、進学にあたって退職をする場合、申し出により、申込者本人の支給額算定基準額を、大学等予約採用の選考及び進学後最初の適格認定（家計）（予約採用の次の年の10月に行われる支援区分の再判定）の際に0円とする特例があります。これについては、在籍する高校等を通して対象となり得る方に申請書等をお送りします。なお、この特例を利用しても、生計維持者に一定額以上の収入（所得）がある場合には、支援区分が変わらなかったり、不採用のままになったりすることがあります。